

柏崎刈羽原子力発電所6号及び7号炉 補正に係る指摘事項に対する回答一覧表

No.	審査項目	指摘事項	回答状況	資料No.	頁	回答内容
1	有効性評価	「高圧・低圧注水機能喪失」で使用の一部の設備が、設備を列挙する表に記載されていない。(具体的には、復水貯蔵槽へ補給するための可搬型代替注水ポンプ(A-2級)、軽油タンク、タンクローリ等)	本日回答	資料2-2	SA①	可搬型代替注水ポンプ(A-2級)、軽油タンク、タンクローリなどを重大事故等対策として追記いたします。
2	有効性評価	インターフェイスシステムLOGAの評価において、期待している重大事故等対処設備の原子炉建屋ブローアウトパネルが有効性評価内に記載されていない。	本日回答	資料2-2	SA②	原子炉建屋ブローアウトパネルを重大事故等対策として記載いたします
3	有効性評価	他プラントの基準適合性審査における議論を踏まえ、使用済燃料プールでの必要な遮蔽の目安(10mSv/h)に関する記載を見直し、線量率との関係から、緊急時の被ばく限度(100mSv)よりも十分小さくなることを示すこと。	本日回答	資料2-2	SA③	必要な遮蔽の目安(10mSv/h)に作業時間等を考慮し、緊急時の被ばく限度(100mSv)に対して余裕があること記載いたします。
4	設備	常設重大事故防止設備、常設重大事故緩和設備等の設備分類について、選定の考え方と整合がとれていない。(ほう酸注入系、高圧代替注水系、使用済燃料プール監視カメラ、非常用ディーゼル発電機、非常用直流電源設備、安全パラメータ表示システム、衛星電話設備、等)	本日回答	資料2-2	SA④	ほう酸注入系、高圧代替注水系、使用済燃料プール監視カメラ、非常用ディーゼル発電機、非常用直流電源設備、安全パラメータ表示システム、衛星電話設備などの設備分類について再整理し、修正いたします。
5	設備	原子炉隔離時冷却系の現場起動について、十分な期間の運転継続を確認する観点から、減圧及び低圧時冷却に必要な時間余裕が確保できることが明確に記載されていない。	本日回答	資料2-2	SA⑤	減圧及び低圧時冷却に必要な時間的余裕が確保できることを明示するため「減圧対策及び原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時の冷却対策の準備が整うまでの期間にわたり、原子炉への注水を継続できる」旨の記載に修正いたします。
6	設備	自動減圧系の起動阻止について、代替自動減圧機能が作動した場合についても起動阻止がなされることが明確に記載されていない。	本日回答	資料2-2	SA⑥	代替自動減圧機能が作動した場合についても自動減圧を阻止出来る設計であるため、その旨が明確となるよう修正いたします。
7	設備	原子炉建屋ブローアウトパネルの設計方針に係る「自動的に開放する設備とし、操作不要な設計とする」との記載について、閉じ込めの観点では操作が必要との説明を受けており、整合が取られていない。	本日回答	資料2-2	SA⑦	ブローアウトパネルについて、開放操作においてのみ操作が不要であることを明示するため「外気との差圧により自動的に開放する設計とする」旨の記載に修正いたします。
8	SA技術的能力	発電所構外からの非常招集となる参集要員(6時間を目標に40名、10時間以内に106名)について、明確に記載されていない。	本日回答	資料2-2	SA⑧	発電所構外からの参集要員について、6時間を目標に40名程度、10時間以内に106名を参集させる旨を追記いたします。
9	SA技術的能力	格納容器圧力逃がし装置の排気中の放射性物質濃度について、放射線モニタにより線量を測定し、濃度を推定するとしているが、推定手段が明確に記載されていない。	本日回答	資料2-2	SA⑨	フィルタ装置出口放射線モニタから得た放射線量率及び事前にフィルタ装置出口配管表面の放射線量率と配管内部の放射性物質濃度から算出した換算係数を用いて放射性物質濃度を推定する旨を追記いたします。
10	SA技術的能力	自主対策設備の悪影響防止について、3設備(格納容器pH制御設備、格納容器頂部注水系、第二代替交流電源設備)のみが記載されているが、それ以外の自主対策設備について明確に記載されていない。	本日回答	資料2-2 資料2-3	SA⑩ 共9	自主対策設備については、他の設備への影響を考慮し、事前に影響がないことを確認すること、もしくは、影響がない範囲で自主対策設備を使用することを記載いたします。
11	6条(火山)	常用系の水源の降下火砕物による水質汚染に対して、降下火砕物襲来時に水を供給する必要がないとしている。常用系の水源は、降下火砕物襲来時には供給を停止する等、とるべき対応が記載されていない。	本日回答	資料2-2	DB①	「給水処理設備により水処理した給水を使用しており、また水質管理を行っている」旨を記載いたします。
12	5条(耐津波)	引き波による水位低下時の海水ポンプの取水機能維持のために海水貯留堰を設置する設計としているが、この設計方針に、取水路中の水位を算定した管路解析がどのように寄与したのか明確でない。	本日回答	資料2-2	DB②	海水貯留堰の貯留量の妥当性確認に管路解析を用いていることが明確となるよう、記載を修正いたします。